

公益社団法人 富山県建築士会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人富山県建築士会定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 定款第6条に規定する入会申込は、別に定める。

(会費)

第3条 定款第7条に規定する経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

区分	入会金	会費
正会員	2,500円	年 12,000円
準会員	2,500円	年 7,800円
賛助会員		年 12,000円以上

2 夫婦又は親子(同居の場合に限り)が正会員の場合は、前項の規定にかかわらず、いずれか1名以外の会費を2分の1とすることができます。

3 会費の納入は、毎年6月20日とする。

4 年度の途中で会員となったものは、会員となった翌月から月割によって計算した額の会費を納入するものとする。

5 本会に納入した入会金及び会費は、返還しない。

6 会費に未納額のある会員が退会するときは、退会届を提出した月までの月割により計算した額を納入しなければならない。

7 入会金及び会費は、理事会において別に定める会費減免規程により減免することができる。

(会費の公益目的事業への繰入れ)

第4条 每事業年度、会費収入の20パーセント以上を公益目的事業に繰り入れるものとする。

(会員の特典)

第5条 正会員及び準会員は、次の特典を受けることができる。

- (1)会員証及び会員記章の交付を受けること
- (2)本会が刊行する機関誌の配布を受けること
- (3)月刊「建築士」の送付を受けること
- (4)本会が斡旋する書籍を割引価格で購入できること
- (5)本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加できること
- (6)本会が斡旋する保険に加入できること
- (7)別途規定する慶弔規程による慶弔をうけること

(会員特典の一部停止)

第6条 会員が会費を納入しない場合、特典の一部を停止することができる。

(退会)

第7条 定款第8条に規定する退会届は、別に定める。

(総会招集通知)

第8条 定款第14条に規定する総会の招集の通知は、1週間前までに、書面で通知しなければならない。

2 前項の通知には、予め理事会で決議した事項(日時、場所、総会の目的など)を記載しなければならない。

(総会議事録の作成)

第9条 定款第18条に規定する総会の議事録は、文書で次の事項を記載する。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - ア 監事による「監事の選任若しくは解任又は辞任」についての意見
 - イ 監事を辞任した者による辞任した旨及びその理由
 - ウ 監事による理事が社員総会に提出しようとする議案等に関する調査報告
 - エ 監事による「監事の報酬等」についての意見
- (4) 出席した理事又は監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

2 議事録作成者は、会議で指名し、議事録に記名押印する。

3 次の各号に掲げる場合の議事録は、当該各号に定める事項を内容とする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」と言う。)第51条第1項の規定により、総会の決議があつたものとみなされた場合
 - ア 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - イ アの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ウ 総会の決議があつたものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
- (2) 法人法第59条の規定により、総会への報告があつたものとみなされた場合
 - ア 総会への報告があつたものとみなされた事項の内容
 - イ 総会への報告があつたものとみなされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(業務執行会議)

第10条 定款第19条第2項に規定する役員がその職務を執行するため、業務執行会議を置く。

2 業務執行会議は、次の事項を処理する。

- (1) 理事会に提出する本会の運営の方向及び計画に関する事項
- (2) 緊急事項の対応に関する事項
- (3) その他、総会及び理事会の決議を要しない本会の会務執行に関する事項

3 業務執行会議は、必要に応じて開くものとする。

4 会長は、必要に応じ委員会等の参加を求めることができる。

(役員の推薦)

第11条 理事会は、支部等から推薦された者を定款第20条第1項に規定する理事又は監事の候補者とすることができる。

(役員と特別の関係のある者)

第12条 各理事について、当該理事及び配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事について同様とする。

(他の同一の団体において相互に密接な関係がある者)

第13条 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

(理事会招集通知)

<令和2年4月1日改正>

第14条 定款第30条に規定する理事会の招集の通知は、1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(理事会議事録の作成)

第15条 定款第32条に規定する理事会の議事録は、次の事項を記載する。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア 法人法第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

イ 法人法第93条第3項の規定により理事が招集したもの

ウ 法人法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

エ 法人法第101条第3項の規定により監事が招集したもの

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 競業及び利益相反取引についての重要な事実の報告

イ 監事による理事の不正行為等に関する報告

ウ 監事の意見

(6) 代表理事以外の出席理事の氏名

(7) 議長の氏名

(専攻建築士審査評議会)

第16条 本会に専攻建築士審査評議会を置く。

2 前項の組織及び運営に関しては、公益社団法人日本建築士会連合会専攻建築士制度規則第16条、第17条、

第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

(補則)

第17条 本会の活動は県内を別表の地域又は地区に区分して行うことができる。

第18条 この細則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。

(附 則)

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人富山県建築士会専攻建築士審査評議会規程(平成18年5月31日施行)は、廃止する。

(附 則)

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	地 区	地 域	範 囲
全域	新川地区	新川地域	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市の区域
	富山地区	中新川地域	上市町、舟橋村、立山町の区域
		<u>富山地域</u>	<u>旧富山市の区域、旧大山町、旧大沢野町の区域</u>
		婦負地域	旧細入村、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村の区域
	高岡地区	射水地域	旧小杉町、旧大島町 旧大門町、旧下村、 旧新湊市の区域
		高岡地域	旧高岡市の区域
		氷見地域	氷見市の区域
	砺波地区	砺波地域	砺波市、南砺市、小矢部市、旧福岡町の区域